

宮崎市児童相談所のあり方検討委員会（第3回）

1 開催日時

令和6年1月30日（火）16:00～18:00

2 開催場所

宮崎市役所本庁舎

3 出席者

(1)委員

安部委員、甲斐委員、増田委員、安田委員、柳田委員

(2)事務局（子ども未来部 子ども家庭支援課 児童相談所設置準備室）

永山副市長、富田部長、松木課長、日高室長、中森主幹、鬼束副室長、前田主査

4 事務局からの説明に対する委員からの主な意見

01 これまでのまとめと前回の続き

【事務局質問】

- ・ 一つは、感染症等に対応するための個室は別に作る準備室や静養室を活用するということでの対応では難しいのか。
二つ目に、複数の子どもを入れる部屋について配慮しなさいとなっているが、きょうだいや複数人数で使える部屋をどのくらい設ければよいのかという二点について、ご意見をお伺いしたい。

【委員長】

- ・ 特に必要な諸室、一時保護所の部屋の数というところが一番の悩みみたいだが、中央児童相談所の部屋の割合はどうなっているのか。

【委員】

- ・ 一時保護所の定員が30名。1部屋が2人～4人活用になっている。ただ、その基準自体が古い基準なので、4人入れることはない。一番多くて2人、幼児だったら3人ぐらい入れることがある。ただ、色んな問題を抱えた子どもさんなので、私がいた頃はきょうだいであってもきょうだい間で暴力があったり、性的な問題があったりというような子どもさんもいるので、状況によって分けていた。1部屋を1人～2人ぐらいで使わせていた実情がほとんど。なので、実際には定員30名だが、私がいた時で最高18名しか実際には入れたことがない。諸室の確保は非常に難しい。それを理由に、本当は保護が必要だが一時保護ができないというようなこともある。

また、発達障害がベースにあるお子さんには、ちょっとしたきっかけで不安定になることやパニックになることがあるが、クールダウンをさせる部屋（個室）がずっとなかったため、そういった

お子さんについても一時保護がなかなか厳しかった。その後、中央児童相談所では、一時保護所の職員室の隣にそのようなお子さんのための個室を作って活用していたという状況がある。

居室については、実際には、複数人数利用を考えるよりも、多くて2人ぐらいを想定し、部屋を少し広めに作る形がいいのではないかなと思っている。

【委員】

- 中央児童相談所の対応については、今、おっしゃった通りだと思う。気になったのは感染対策。これを児童相談所でどこまで考えるべきなのかという問題だと思っている。医師や看護師が常駐できるような対応であれば、感染症対策を一時保護所の中でできると思うが、それが不十分な状態で無理をする必要はないのかなと思う。医療機関の方に一時保護委託という形でせざるを得ないのが現実ではないのかなと思っている。

あと、複数の児童が利用可能な居室については、きょうだい児などいろんな想定をしようと思うが、きょうだいだから一緒にして安心かということ、なかなか厳しいのが現実だと思う。これもあまり前提にしない方がいいのではないかなと思う。本当に部屋をできる限り広く取るということで、柔軟に対応できる状態にしておいた方がいいのかなと思っている。

【委員】

- きょうだいであっても、必ずしも一緒がいいというわけではないと思っている。きょうだい間であっても、下の子は望むけれど、上のお兄さんお姉さんが望まないなど非常に微妙な関係がある。そういう意味では、どこまできょうだい一室ということを考えていいかというのは難しいところ。そこまで重視する必要はないと感じてはいる。

あとは、感染症などの病気の場合、急にそれが分かった時にすぐに医療機関に委託できるかどうか。そこは連携の問題として捉えて、しっかりと連携を取っていくことによって解決できる部分はあると思う。ただ、現状として受け入れ先を探すための期間どうしておくかという問題もある気がしている。

【委員】

- 質問だが、建物全体の広さは決まっているのか。それとも、居室を一つずつ決めて加算していくのか。極端に言えばどんどん膨らんでいく可能性もあるのかという考え方でいいのか。そう考えると、どのぐらいが適切な広さかは分からないが、極端に言えば、全部個室という考え方もあるのか。やっぱり少人数が大前提ということなのかなと思う。

【委員長】

- ジェンダーアイデンティティへの対応について、お風呂が一人で居室が一人部屋であれば、そんなに心配しなくてもいいのではないかな。逆に、感染症や夜間の身柄付き通告、それから重大事件の子どもなどにより使うかなと思う。ただ、準備室が別にあるので、準備室と個室の使い分けがちょっと課題かもしれない。

皆さんの話を聞いてると、複数人数対応可能な部屋は一部屋でよいのではないかな。例外的に、両方が希望する場合は二人部屋にするけれども、基本は一人部屋とした方が良さそうな気がする。

後で関係するかもしれないが、定員が多いと予防的な対応ができる。一時保護所がいっぱいだから保護ができないというよりも、いつでも保護ができ、ちょっとしんどい親子に対して一時保護す

ることで、親子でクールダウンをして1~2週間で返すといったことが前提のショートステイのような一時保護など、それこそ、子育て支援のお手伝いを一時保護所がすることができる。そういうことを考えると定員は多い方がいいと思っている。

もう一つは、定員が決まると職員配置が決まる。それを考えた時に、定員満床がずっと続くということは考えられない気がするが、子どもが増えたときにもちゃんと対応できるだけの職員配置をする必要がある。常時、複数の職員で対応できるようにするということを考えると、定員を多めに取っという方がいいと思う。

【事務局回答】

- ・ もちろん定員数が多めの方がいいに越したことはないが、今後、建設コストにもかかってくるため、ぜひとも皆様のご意見をいただきたい。

個室については、一人が入る分として用意し、場合によってはきょうだい児に一部屋大きな個室を用意する。男女それぞれのユニットとさらに入所準備室を1か所、何にでも使用できる個室を1か所というような体制にしておけば、ある程度柔軟な対応ができるという考えてよろしければ、それを軸に考えていきたい。場合によっては、ユニットの人数が6人なのか5人なのか、そういったところは今後考えていきたいと思っている。

【事務局質問】

- ・ 国の基準で、複数の児童での利用が可能な居室を設けるということが入ってきた理由は、国はきょうだい利用を想定しているのか。それとも、それ以外に複数で入れることに何か公益的な要素があるという考え方なのか。国の考え方によって、少し判断も変わる可能性があるのではないかと意味合いでお伺いしている。

【委員長】

- ・ 全部個室にしてしまうよりも、複数で対応できるような部屋を一つは作っという方がいいよというぐらいのレベルではないかと思う。例えば、小学生以上が個室ということになっているが、小学校2、3年生ぐらいまでは一人が怖いという子がいたりするので、そういう意味で全部が個室ということにはしなかったのではないかと思う。

また、入所準備室については、想定されるのは感染症もだが、夜間の警察からの身柄付き通告で入ってきて、すぐに集団に入れるよりも一晩そこに泊まって、児童福祉司が面接し、次に一時保護所の職員が説明をする場として、入所準備室は集団とは離れたところであった方がいいと思う。

それと、コロナが3年、4年前ぐらいに流行った際、複数の児童相談所で子どもには症状がないが親が発症したため子どもを預からないといけないうことがあった。そうした場合、コロナに感染してる可能性もあるので集団には入れられないため、オープンエリアの静養室よりも切り離れた方がより安全かなと思う。それを入所準備室にするのか個室にするのかというのはあまり違いはない。

LGBTの方が、そこを使うと「なんであの人はあそこ行くの」みたいな感じになってしまうため、お風呂やトイレがある居室で生活するとLGBTの方でも安心してそこで生活できるかなと思う。

質問だが、静養室を事務管理エリアに入れて、生活エリアに入れてないのはなぜなのか。

【事務局回答】

- ・ 他市を参考に作ったところ。実際、他の一時保護所を見ても、静養室が事務室または指導室といったところのすぐ隣にあり、入ったときにいつでも見られる環境をつくるといったところも自治体の例としてあるため、事務管理エリアでもおかしくないと思っている。

【委員】

- ・ 一時保護した時に気になるのが夜間対応だと思う。昼間は職員数がある程度足りているが、夜間になるとどうしても職員数が少なくなる。虐待を受けた子どもたちは、夜になるととても不安定になるので、情緒不安定になる子どもたちのパニックや、もしくは夜驚症のような状態に対応するためには居室にいれるのではなく、できるだけ職員の近いところにいるべきという気がしている。それと、そういった不安定だけではなく、非行傾向のある子どもたちもいる。この子どもたちも夜になると不安定になってしまうので、場合によっては静養室対応ということになるという気がしている。

ただ、いずれにしても鍵をかけたりすることはできないので、非行傾向のある子どもたちが逃げ出してしまうこともしょうがないと思いながらも、少しでも防ごうと思えば職員がある程度近くにいる方がそういう意味での牽制にはなるのかなというふうに思う。

【委員】

- ・ 確かに目の届くというのは必要な気がする。ただ、そこが牽制ではなくどちらかというと子どもとの結びつきを持ち、フォローするという意味合いでは、目の届くというのも必要なのかなというふうには感じている。ちょっと気になる子どもの場合には、事務室の隣の部屋を特に利用してもらう方が良いのではないかな。

【委員】

- ・ 以前、一時保護所にも監視カメラをという議論が出ていた。監視カメラについては、私としてはすごく抵抗がある。監視カメラという形で常設で子どもたちを本当に監視するというよりも、いくらかでも近くに職員がいた方が、何か物音でもしたりとかいう時には対応できるし、子どもたちが不安定になった時のSOSもすぐ求められるという形になってた方が、子どものためにはいいのかなという気がしている。

【委員長】

- ・ 昔、勤めていた北九州の児童相談所の一時保護所も、一時保護所の中だったが事務室の隣に静養室があった。ガラス窓が開いていて、カーテンが子ども側と事務室側の両方に付いており、子どもには見せたくないという時はカーテンを閉め、子どもが見られたくないと思えばカーテンが閉ま

る。ただ、夜になっても当然光は見えるので、不安の強い子どもなんかはそういう場所の方がいいかもしれない。

事務室の隣に静養室があるっていうことのメリットはあるかなという気は皆さんの話を聞いて思ったところ。

【事務局質問】

- ・ 国の新しい基準の中で、児童の居室の定員一人 4.95 平米はこれまでの基準と変わらないと思うが、今後、個室化しなさいという個室の広さが 8 平米となっている。8 平米を畳に直すと 4 畳半から 5 畳ぐらいだが、和室を作るのか、洋室を作るのかによっても変わってくると思っている。仮に洋室でベッドを入れたような場合だと、生活空間としてはかなり狭い中に子どもたちを入れ込んでしまうのではないかという思いもある。一時保護所をご経験された中で、4 畳半で生活していくのが狭いのか、広いのか、これで十分なのかについてご意見いただきたい。

【委員】

- ・ 部屋を広く感じるか狭く感じるかは個人差がある。子どもにとったら、それまで生活してきた環境が自分の部屋がもらえていないような生活をしてる子どもだったりすると、広すぎると言って押し入れに布団を引いて寝るような子どもも実際にいる。

中央児童相談所の場合は、全部和室の畳で、共用スペースはフローリングになっている。個人的にはなんとなく畳がいい気がしている。日本人だからなのか、安心感というか、畳の上だと布団をひかなくても気持ちよさがある。逆にベッドとかを入れると、材質から何から自傷が出たりとか様々なこと考えないといけな。いつも見ているわけではないので、ベッドがある個室で自傷されるよりはということも考えたりする。

今の子どもたちは体格がすごくよくなっている。そのため、元々の基準では、お布団を敷き詰めたら満杯で足の踏み場がない感じになるし、横になったら本当に 4 人部屋では使えないという感じになる。2 人くらいで使ってもらう方がいいので、基準がちょっと広くなったっていうのはホッとしているし、原則個室っていう考え方には賛成をしている。

また、プライバシーの問題も問われるので、先ほどから出ているジェンダーアイデンティティで静養室を使えなくても、プライベートな部分が保てるお部屋、自分の居室がそういう空間であるということとはとても大事なような気がする。

【委員長】

- ・ 中央児童相談所の一部屋の定員が 4 人となると、ベッドを置けない気がする。ただ、個室でベッドを置くとあとは狭い通路しか残ってない感じがして少し嫌な気がする。
特別区は個室が多かったと思うがどうだったか。

【事務局回答】

- ・ 視察した市は和室、洋室どちらのパターンもあった。

ベッドじゃないと寝れないといったことがないのであれば、自由度が高まるのは和室なのかなという気が少ししている。そういうこともあって、2パターン持ってる自治体もあるのかもしれない。

また、部屋が広々しすぎるのがその子にとってどうなのかっていうところも確かにあるのかなと感じたところ。そうなった時に、一部屋は広めのところを作って、どうしても合わない子どもにはそこを融通するというのはいえるのかもしれない。

【委員長】

- ・ 他自治体に、畳かベッドかと聞いてみるといいかもしれない。

【委員】

- ・ ユニットというのはかなり広いスペースになると思うが、それをパーテーションで適宜区切るとか、必要の時には外して広くするとか、そういうことは難しいことなのか。

そういったことを考えると、畳よりもフローリングなのかというようなことも関係してくると思うし、適宜、臨機応変に使えるような形っていうのもう一つ考えるポイントかなと思う。それが実態的かどうか分からないが、考え方として臨機応変というのもありなのかなっていうふうに思う。

【委員長】

- ・ 結構大きくなって夜尿をする子がいる。そういう子がベッドだったら夜尿がそのままになってしまう。布団だったら丸洗いができるが、ベッドだったらどうするのかといったところもあるので、そう考えると半々ぐらいでもいいのではないかなと思う。

また、8平米ではなく10平米にした方がよい。建設費の問題とかあると思うが、高齢者施設は10平米で、最低でも特別養護老人ホームとかの個室は10平米となっている。それに比べて子どもは小さいからといって基準が違うのはと怒っていたが、少し追いついたなって感じがする。できれば10平米にした方がいいかなというふうに思う。

02 「社会的養護」について

【委員長】

- ・ 宮崎市内にフォスタリング機関はあるのか。

【事務局回答】

- ・ 県が委託しているセンターがある。

【委員】

- ・ 県内に2か所児童家庭支援センターがあり、2か所とも里親のフォスタリング機関になっている。そのうち1か所は宮崎市内にあり、児童家庭支援センターつぼみというところで、里親のトレーニング事業をしているということでフォスタリング機関になっている。

【委員】

- ・ 里親支援センターについて、非常に重要だと思う。名称はともかくとして、こういった形で里親を支援していくのかという点について非常に重要なところなのかなと感じている。

国の方でも位置づけを明確にしていく方向が出ている。存在だけではなくて、それがどのように機能しているのか、そこら辺のところもしっかりすべき。児童相談所だけではフォローは絶対にできないというふうには感じている。里親さんが悩みを抱えた時に、しっかりと顔が見える形でサポートできる、そのような機関に作っていく、むしろ育てていく、そういう機関を育てるっていうのは非常に重要なのかなと思う。東京都においてもフォスタリング機関の活用っていうのが挙げられているが、フォスタリング機関をどう宮崎で育てていくのかっていうところは非常に重要なのかなと感じている。

【委員】

- ・ 現状、宮崎市内にある里親普及促進センターが県からの委託を受けて、かなりこまめに里親さんの訪問などを行っている。実際に預かっている里子さんの状況で不安がある時には SOS をセンターに出して、センターの方が電話相談のみならず、実際に遠隔地まで出かけて行ってサポートをしている。

ただ、今、悩みとして持っているのは残念なことにセンターと児童相談所との間がうまくかみ合っていないというか、方針がなかなか一致していないということ。里親普及促進センターの方がこんなサポートがしたいというと、児童相談所から待たせられている状況。今後、宮崎市が児童相談所を設置された場合に、里親普及促進にもかなり力を入れるということで考えていらっしゃるの、なおのこと、児童相談所内に里親担当の職員と、委託をしているセンターからの職員との両方がいる形にしないとなかなか問題が見えないのかなという気はしている。

【委員長】

- ・ 里親の広報、リクルート、研修、委託された後のフォロー、委託後の研修といった一連の流れのどこまでをお願いするのか。児童相談所とフォスタリング機関の役割分担をシミュレーションした方がいいと思う。

福岡市にキーアセットというのがあって、6か所の児童相談所に一つずつフォスタリング機関がついている。キーアセットは委託をすると、最初の2か月ぐらいいは週一回子どもと親との両方に個別に会いに行っている。委託してる里親も委託してない里親もキーアセットがリクルートした人達はそこで研修を結構やっている。県が連携しているフォスタリング機関にお願いをしてもいいが、やっぱり宮崎市に特化した部署を設けてもらって、児童相談所開設の前から活動を始めて連携をしていったらいいかなというふうに思う。

もう一つ、12ページに載ってる施設の人たちに、児童相談所ができたなら何がしてほしいかという感じで施設の人たちに話を聞きながら、最初からコミュニケーションを取って準備していくといいのかなというふうに思う。

【委員】

- ・ 8ページの下に数字があるが、非常に少ない。それに関してはいろんな話が出ていると思うが、そもそも、こういうふうになってる原因分析みたいなものはあるのか。なぜ宮崎が少ないのか。

【事務局回答】

- ・ 県の里親委託率が低いという記事では、一時保護委託することができる施設が十分にあるということ。また、宮崎に限ったことではないが、実親からの同意がなかなか取れないという状況もある。

あとは、基本的に里親登録者数。マッチングする選択肢が狭まれば狭まるほど、なかなか難しいってのはあろうかと思う。里親さん自体のスキルをアップしていく、福岡市ではものすごく研修されてるということも踏まえて、考えていかなければいけないと感じている。

【委員】

- ・ 福岡市はなぜこんなに多いのか。

【委員長】

- ・ 一つは、先ほど福岡県の取り組みというのが 11 ページにあったように、こうなるまでに 20 年ぐらいかかっている。これは市民参加型でフォーラムをして元里子さんが発表したりしていた。今多いのは明石市がやってるショートステイ里親。2 ヶ月以内の短期間預かってもらう里親さんを募集してる。

形式的には養育里親になるが、家に帰れる幼い子はみんな里親さんをお願いをしている。そうすると、子育てってこんなに楽しかったんだと思った里親さんが短期預かりから始めて、慣れてきたら長期預かりを始める。また、子育てをしたことがない方等に短期預かりをお願いして、そこから、子どもが家庭に入るといふことや夫婦 2 人の生活が子ども中心の生活になるということを経験してもらうことで、長期預かりができるか判断していた。

繰り返しになるが、体制が整うのに 20 年かかっている。一時保護する時も里親さんに預けることになるかもしれないということを伝えているし、施設に対しても長期預かりになる際は、里親さんになるかもしれないということをお大前提で話している。分離が必要となった時には、まず援助方針会議で長期の分離が必要と判断され、まず預かれる里親さんを探す。子どもの様子や機関を伝え、預かってもらえる里親さんがいるか打診をして、里親さんが難しそうだったら施設という順序になっている。

宮崎県がどうかはわからないが、まず施設で駄目だったら里親さん、特別に個別な対応が必要だから里親さんみたいになってくると、難しい子が里親さんにいってしまう。

だけど、幼い子はみんな里親さんという前提なので、小学校に上がる前の子はほとんど里親さんに行く。そうすると、福岡市の児童養護施設は中高生ばかりで幼児は全然おらず、小学生も数人しかいない。そういう子が途中から入ってくるので、難しい子どもさんを児童養護施設が見ており、児童心理治療施設のような状態になっている。

昔 100 人定員の児童養護施設が今 50 人定員ぐらいになっているが、小規模加算等の様々な加算がついて、職員を辞めさせる必要はない状況。子どもが減っているにも関わらず、職員数が増えていく状況なので、施設の方はそんなに戦々恐々となっていない。実際に福岡市は 50 数パーセントを里親さんに委託してても、施設の経営に影響はなく、施設の存在意義もそのまま続いている。

【委員】

- ・ 20年かけて積み重ねてこられたということだが、宮崎でどれくらい理解されてるのか。先ほどショートステイの話もあったが、里親イコール養子縁組ぐらいのイメージを強く持っている方も少なくないのかなと思う。そういった中で、里親というと非常にハードルが高く、そこまでその子の一生を背負えないとか、そこまで責任を持ってないなど、興味を持っていても、そこまで自分では受け入れできないというふうに感じてる方も多いいんじゃないかなと思う。そういう意味では、まずは知ってもらわないといけない。研修はその次の話として、やってもいいよと手を上げてくださった方に、できるだけ安心してもらうことがまず最初だと思うので、積極的に宣伝していかないと数を増やしていくことが難しいのかなというふうにする。

【委員】

- ・ 里親委託が少ない理由として、実親からの抵抗があるということだったが、それも含めてきちんとした形での里親の啓発が行き届いてないんだろうなというふうにする。

里親委託というのは、子育て支援だということを子育てに困っている親御さんたちにもきちんとお知らせしていく必要がある。うまく子育てに関われない、経済的な理由だったり、身体的な制約の中で子育てが十分にできなくて本当に困ってしまった結果として、子どもたちが愛着障害に陥っていくということになると、何世代にもわたって影響が及んでいく。それをなくすためにも、気軽にと言ったら語弊があるのかもしれないが、家庭に身近な市であれば、子育て支援の一環として困ったらSOSを出して、短期でも構わないから里親委託できる場所があるという里親普及促進の啓発ができるのではないかと考えている。長期的な預かりは、宮崎市児童相談所の頑張り次第と思うので、できる限り浸透させていく努力をお願いしたい。

【委員長】

- ・ この子の一生に責任を持たないといけないとなると、里親のハードルは高くなる。ショートステイ里親であれば、預かり期間が限定され、子どもは必ず家に帰ることになる。それが里親が増えた理由になっている。里親になった動機について理由を聞くと、いとこが里親、ママ友が里親という人が多く、一定数を過ぎてくると、里親さんが里親さんをリクルートしてくる。現在、半分ぐらいがそういった現状。

もう一つ多いのは、フォスタリング機関がマンションの郵便受けにポスティングをしたり、ショッピングセンターでチラシを配って話をするといったことを行っている。そこで、興味を持った人には個々に詳しく話をする。ショートステイ里親という制度により、里親のハードルを随分下げることによって、それだったら私もできるかもしれないという広がりができる。

それと最近多いのは、両方ともフルタイムで働いており、子どもが保育所や学校に行ってる子だけ預かるという里親。一生その子に付き添うというよりも、自分の仕事のペースで続けられるということで少しずつ増えていく。増えていくにはちょっと時間がかかるかもしれないが、そういうことを考えて、早めに里親を宮崎市としても取り組んだ方がいいと思う。

【委員】

- ・ 行政には責任というものがある。里親はこういう人しかねないとか、こうでなければならないとか、ちょっと強く出てしまうところがどうしてもある。そういう意味では里親を育てるという意識は必要な気がする。

そうした場合に、育てるということは非常に難しいところなので、そういう意味でもフォスタリング機関の役割ってというのは非常に重要なところがあって、行政とある意味、密に繋がって里親を育てるというような意識は必要なのかなと思う。

【事務局回答】

- ・ 宮崎市として里親がどれぐらい認知されているかというところも考えて、啓発をしていかないといけない。

また、都心部とは若干違う啓発の仕方をしていかないといけないのかなというふうには感じたところなので、その辺りを宮崎市がしっかりと計画を策定していく中で、事前に取り組んでいくときには十分に考えていきたいと思う。

【委員】

- ・ 現場にいるとき、里親制度がなかなか浸透していかないことに悩みがあったため、福岡市が開催している「新しい絆プロジェクト」に一度参加させていただいたことがある。とても素晴らしいフォーラムで、何よりも驚いたのは、市長が前に立たれて大きくアピールをしていた。

里親普及促進センターが年間5、6回市町村を回って、里親制度啓発のための説明会みたいなものを行っている。例えば、宮崎市として、児童相談所が開設するまでは市としてできる里親制度の拡充というものを目的にしたものを、促進センター等々と相談しながら催しをしてもいいのではないかなと思う。福岡市の当時の所長さんがここまで来るのに10数年かかったというふうな言われ、やっぱり一朝一夕でこの制度ってというのは築き上げられていかないし、有効活用できないというふうに思った。

行政主導といえども民間の力を借りながら、社会的養護の子どもたちの明るい未来をつくっていくという意味では、そういった人材を発掘していくつもりで、里親制度の普及のあり方をぜひご検討いただけたらなというふうに思っている。

【委員長】

- ・ 12ページにある施設の皆さんにも話を聞いて、宮崎市とすれば施設も大事だが里親を中心にやっていきたいんだということを理解していただいた方が良い。来年度予算も決まっているので、新規事業も難しいかと思うが、開所3年ぐらい前から宮崎市は里親を中心にやっていくんだと、そのために皆さん里親さんになってくださってという里親啓発を市としてやっていく。市としてもやっていくし、個別の声かけはフォスタリング機関がするみたいに両方ありますから、そういうことをされたらいかがかなと思う。

【事務局回答】

- ・ 昨年度、宮崎市として児童相談所を作るかどうかという方針決定をするなかで、かなり長い協議を行った。その中でもこの里親をどう推進するかが非常に大きな話題としてあって、市長もぜひここを推進したいということが強い意志としてある。それが一つの大きな要素として、児童相談所を宮崎市で作ろうという意思決定になったところ。いただいた意見を踏まえて、来年度すぐという予算ができてるわけではないが、ネットワークを作るところからでもしっかりやっていくことはあるのではないかなというふうに思っている。

03 「附帯する機能」について

【委員長】

- ・ 宮崎県中央児童相談所は単独施設なのか。

【委員】

- ・ 中央児童相談所は中央福祉子どもセンターという名称で、女性相談所と福祉事務所が同じ建物の中に入っている。

【委員長】

- ・ 14 ページに書いてあるように、特に中核市、特別区は子育て系のところと一緒になるところが多い。福岡市は、教育と警察と児童相談所が一つになっている。そんなふうに行政が集まるところが多く、最近は子育て支援系が多くなっている。

全然違う話かもしれないが、北九州市は、駅のすぐ横に 13 階建てのビルがあり 4 階が一時保護所、5 階が児童相談所になっている。足の便がよく、社会福祉協議会や民間のコールセンターが入っており、行政と民間の複合施設となっている。

子育てを中心にするという考え方もあるし、立地の問題でどんなところと一緒にになれるかという考え方もある。

【委員】

- ・ 一般的に児童相談所っていうと、相談をすると子どもを連れて行かれるという印象が未だにある。そういうところではないと説明しても、そんなことはないという意識が非常に強いのかなという気がしている。子育てについての相談を受ける場所としては、附帯する機能は非常に重要なのかなと思うし、相談できるという雰囲気っていうのは非常に重要なのかなと思っている。私が相談してみたらと気楽に言える施設であるという意味では、非常にこの附帯する機能は重要なのかなというには思っている。

【委員】

- ・ こども家庭センターと分けて、あるいは一体化した中でやるかどうかについて、どう整理するのかというのが一つと、里親の話のなかで、実親による養育という時にファミリーサポートセンターを有効に使うといった、アウトリーチとしてこういうのができるといいのかなと思う。

例えば、医療だと訪問看護や精神科、高齢者だと医療訪問のリハビリがあったり、訪問ヘルパーがあったりする。それらには原資があって、医療保険とか介護保険というのがあるが、子どもや家庭を考えた時に、なかなか金銭面の裏付けという点で難しい面があるのかなと思う。そういうのがあると、里親さんも実親さんも出向いてサポートすることができるのではないかと。また、出向くからには保健師さんや保育士さんなど資格を持った人じゃないと難しいのかなと思う。実現性がどうかはまた次の議論になるかと思うが、そういうことも提案としては考えられるのではないかとと思う。

【事務局回答】

- ・ できれば児童相談所という名前は付けたくないと考えている。拠点としての名前はとても重要だと思っているので、そこら辺も十分に考えたいと思う。

それと、これまでもこども家庭センターを非常に重要視していて、予防的な部分というところで今のイメージでは当然こども家庭センターは同居する考えでいる。どちらかという、相談のしやすさというところで非常に重要視している。実際の業務をイメージしてもらえると、こども家庭センターが同じ拠点の中に入ること、例えば、妊娠届が出てくると乳幼児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）で、必ず保健師や看護師が全家庭を回っている。その中で、関わっていく際、こちら側の武器として、子育て支援センターやファミリーサポートセンターが使えるといった部分は非常に重要。そういうところを目指していかなければいけないというふうには考えている。

【委員】

- ・ 名前というのは本当に大事だと思うし、児童相談所というやっぱり敷居が高い。とにかく子どもに関わる様々な相談がここに持ち込まれ、児童相談機能は何階のあそこに行ってください、保育所入所だったら何階です、といったようにそこで振り分けができる形、ワンストップで完結する形をとってもらおうと育児不安を抱えてる人がいきなり児童相談所ってなんですかということにならないのではないかと。子どもに関する相談はあそこに行けば全て解決してくれるという信頼を得るためにも、そういう構造もしくは名前になってもらうといいのかなと思う。

【委員長】

- ・ 17ページのさいたま市について、3番目にある「なんでも子ども相談窓口」これはいいなと思う。その入口はこども家庭センターだと思う。児童相談所がこの機能を持つというよりも、児童相談所とこども家庭センターが一緒になっているからこそ、そこで様々な課題を抱えた家庭に気づくことができる感じがしている。そういう意味で、なんでも子ども相談窓口っていうのはぜひ、附帯というよりもそこを入口としてほしい。

また、国において児童養護施設の相談員であったり、児童養護施設の心理士が出かけていって支援をするという事業が始まっている。アウトリーチでサポートするという時に、児童相談所がするのはではなく、そういうところを活用していく。来やすい場所にあるけど、来てもらえない人に対しては出かけていってのサービスを充実させること。国が目指しているのは、予防的にできるだけ支援をすることによって虐待を防ごうということ。起こった虐待にどう対応するかということも当然大事だが、虐待にならないように子育て支援をするということが基礎自治体が児童相談所を持つ意味なので、ぜひそっち側を充実させてほしい。これは児童相談所を作らなくてもやれることなので。宮崎市としては財政負担が必要になるが、アウトリーチ型のサービスを充実させることによって虐待にならず、困っている方に出かけて行って応援するサービスを従事することで、ひどい状態になる前にサポートしていくことができる。繰り返すが、基礎自治体が児童相談所を持つことの一番の意味はそこなんだろうなと思う。

もう一つ、宮城県の中央児童相談所は、隣に子どもの精神科クリニックを持っており、最近では、発達相談が多くなったと言われているが、虐待や養育困難の中に親御さんがメンタルヘルスの問題を抱えている。児童相談所に一時保護している子どもや、児童相談所が関わっている子どもさんで虐待の影響で、例えば、PTSDになったり、すごく不安だったり、混乱している子もそこで見てもらう。そういう専門的な部分の附帯施設っていうのもありかなと思ったところ。

【委員】

- ・ 附帯機能を考える時に、連携っていうのは非常に重要なところだと思う。何が目的かといった時に行政的な立場から、事故を防ぐという立場からばかり見てしまうと、どうしても分離させる立場に走ってしまいがちになる。

最初の基本方針のところ、「子どもと家庭が笑顔で過ごせるように一緒に考え、応援します」とあるが、そこを第一に何かサポートできないだろうか。機能の連携と目的を把握することがとても重要である。

もう一つが、子どもたちが相談ができるというのはなかなかハードルが高いが、できれば、その子どもにアドボケートの部分でもあるが、子どもたちの相談窓口というところもあったらいいのか

など感じる。基本方針として、家族と一緒に過ごせるというものと、子どもが自分らしく生きることが出来る取り組みをするということなので、そちらの方もプラスされてもいいのかなっていう気はしている。

【委員長】

- ・ ショートステイを子どもが申し込むことができるようになっていなかったか。普通、ショートステイは親が申し込んで子どもを預かるが、子ども自身がきつくて家から離れたという時に、子ども自身がショートステイを申し込めるというように去年ぐらいからなっていないか。

【事務局回答】

- ・ まだなっていないが、体制的にはなる予定。

【委員】

- ・ そういう意味では、17ページにある中高生が集まる場所っていうのも大事だと思う。宮崎市が考えられてる子どもの中には親に連れられてくる子どもの部分しかないが、中高生の行き場のない子どもたちが駅の周辺でたむろするのではなく、そこに行けば一定時間は安心して過ごせるような場所があれば、何か相談が出てくるかもしれない。そこで出てきた相談はきっと深刻な相談になると思うが、それを受け止めるためにも、中高生の相談を受ける場ではなく、何か遊びの場のような中で出てくることじゃないかなと思う。ぜひ、中高生の集まる場所っていうのを作ってほしい。

【委員長】

- ・ 恐らく、家庭に不満のある子がダイレクトに来ることはないと思う。ところが、家庭に不満のある子は不満を友達に言って、友達から勧められると来る。そういう意味で、中高生が集まる場所を作っておいて、一緒に遊ぶけど相談にのってくれる人を入れると、口コミで子どもたちが子どもたち同士で繋がっていく。子ども自身の相談の受け皿みたいなのを、ぜひ積極的に作ってほしい。それは児童相談所である必要なく、こども家庭センターや若者センターでもいい。基礎自治体として繋がっているので、できるだけこども家庭センター、もしくは地域子育て支援センターみたいなところで子育て支援をして、必要性が高くなればこども家庭センター、もっと必要性が高くなれば児童相談所みたいな仕組みに全体を考えていったらいいのではないかなと思う。

あと、報告書が少し児童相談所よりになっていると思ったので、児童相談所を設置するが宮崎市の子育て支援全体を考えて、その中で児童相談所はこの機能を持ちます、ポピュレーションレベル

だったり、要支援レベルで個別的なケアが必要なレベル、予防的な部分はこども家庭センターが担うということをもう少し書かれた方がいいかなと思った。

【事務局質問】

- ・ 報告書 53 ページの一番下の丸のところ、「一時保護ガイドラインに書いてあるのは～」の下りがある下から 5 行目、「繰り返しになるが、行動観察が必要だとか、短期治療が必要だとか、積極的に閉鎖空間で過ごさなければいけない子ども以外は、委託一時保護によって開放的な一時保護をすべきというのが国の考え方」といったところで、分からないのが、行動観察が不要な方が一時保護した際に、どれぐらいいるのかということがよくわからない。イメージとしては、基本的に全員行動観察が必要なのではないかと思う。このことについて、感覚的なところでもいいので教えていただきたい。

【委員】

- ・ 基本的に行動観察は全員必要だと思う。ただ、幼いお子さんなど最初から委託保護をする子どももいる。ある程度の年齢で、小学校に上がって特に虐待があったりすると、家を離れ全く知らないところに連れて来られると猫かぶって自分を出さなかったりもする。そのため、次の行き先を考えたり、本当に家庭に返せるのかも含めて、行動観察というのはとても大事になってくる。

虐待をする親御さんの中に多いのは、子どもが悪いことするから自分は手をあげたといったことがあるので、本当に親御さんが言うような問題行動、いわゆる親が手を焼く行動というのが何を背景にして出てきているのかっていうことを見て、家庭に返すのであればそのケアをする必要がある。心理判定を含めて、子どもの行動観察をしないで家庭に戻したり、施設に入れるっていうことは基本ありえない。ただ、その場が児童相談所の一時保護所であるか、施設であるかの違い。施設であれば行動観察を含めてお願いをして、その情報をもらったうえで支援の方向性を決めていくということになる。行動観察の必要性は重篤性も関係してくるので、施設だからと言って必要じゃないということではない。

現状、児童相談所が保護する子どもたちは、大なり小なりいろんな課題を抱えているので、その後の支援のあり方を検討する上では行動観察というのは不可欠になってくる。

【委員】

- ・ 原則として行動観察が必要だと思う。そうでないと一時保護の理由が立たないと思う。ただ、例外があるとすれば、ショートステイ的な使い方をする場合については、行動観察がもしかしたら不要かもしれない。保護者の都合で、どうしても 1、2 日子どもを預ける場所が欲しいということ

で、それを一時保護所をお願いされた時に、私は基本的に受けるべきだと思う。そういった場合には、別に児童相談所の一時保護所ではなく、先ほどから話しているように、ショートの里親さんのところに2、3日お願いして、場合によってはそこから学校に通わせてくださいという形での一時保護もないといけないと思うので、そういった場合にはもしかしたら行動観察が必要ではないということになるのかなと思う。

【委員】

- ・ この文脈はどうも閉鎖空間で過ごすことと行動観察が結びついてるみたいだが、私の認識では行動観察というのは、別に部屋に閉じ込めてじっと見るようなものではなく、いろんな動きを見ながら見るもので、必ずしも行動観察が必要ということと閉鎖空間っていうのは結びつかないと思っている。

【委員長】

- ・ 必要ないにも関わらず、閉鎖空間においてはダメということ。もう一つは、家庭調整のために閉鎖空間に置くとか、行き場を探してるので長く閉鎖空間に置くとかっていうのはやめましょうということ。閉鎖空間に置く必要がない子は、早く開放的な一時保護にしましょうという意味で考えてもらったらいいかと思う。

【委員】

- ・ 付帯機能について、場所的に同じ空間でやるのが非常に効果的なこともあると思うし、NPO法人に委託して実施するというような場合には、ここに集めなくても別のところで委託することによって十分な機能を発揮するというような場合もある。なので、里親支援センターっていうのをここに置くべきかどうかというのはすごく悩んではいるが外にあってても十分機能すると思う。

ただ、その前にしっかりどう連携を取っていくか、どういう委託先との信頼関係を築いていくかが重要ではないか。委託先が里親さんであれば、里親さんとの信頼関係をどう築いていくかという連携が非常に大変だと思うが、その部分を早めに構築していった方がいいと思う。里親だけではなく、しっかりと構築していく方向を考えていった方がいいのかなっていう気がしている。

そういう意味では、あがっていた施設との連携を早めに築き、本当に施設が機能しているのかどうか、施設によっていろんな施設があり、得意不得意がある。子どもを保護しないとけない場合に、どこと繋がりを持って、どこと連携を取っていくべきか、ある程度判断ができるような状況を早めに作るといった方がいいのかなと思う。